

非正規雇用に関する施策

非正規労働者の課題と対応

課題

非正規労働者については、正規労働者と比較して、

- ①解雇や期間満了による雇い止めなどにより雇用調整の対象とされやすい
- ②賃金が低い
- ③企業の中で職業訓練の機会を得て職業能力を高める機会が乏しい等の問題がある。

対応

正社員就職、正社員転換の支援

- ・ハローワークにおける就職支援
- ・各種助成金の支給

など

均等・均衡待遇の促進

- ・各種助成金の支給
- ・非正規労働者の労働条件の確保等のための指導、周知・啓発

など

キャリア形成支援の推進

- ・ジョブ・カード制度の推進

など

セーフティネットの強化

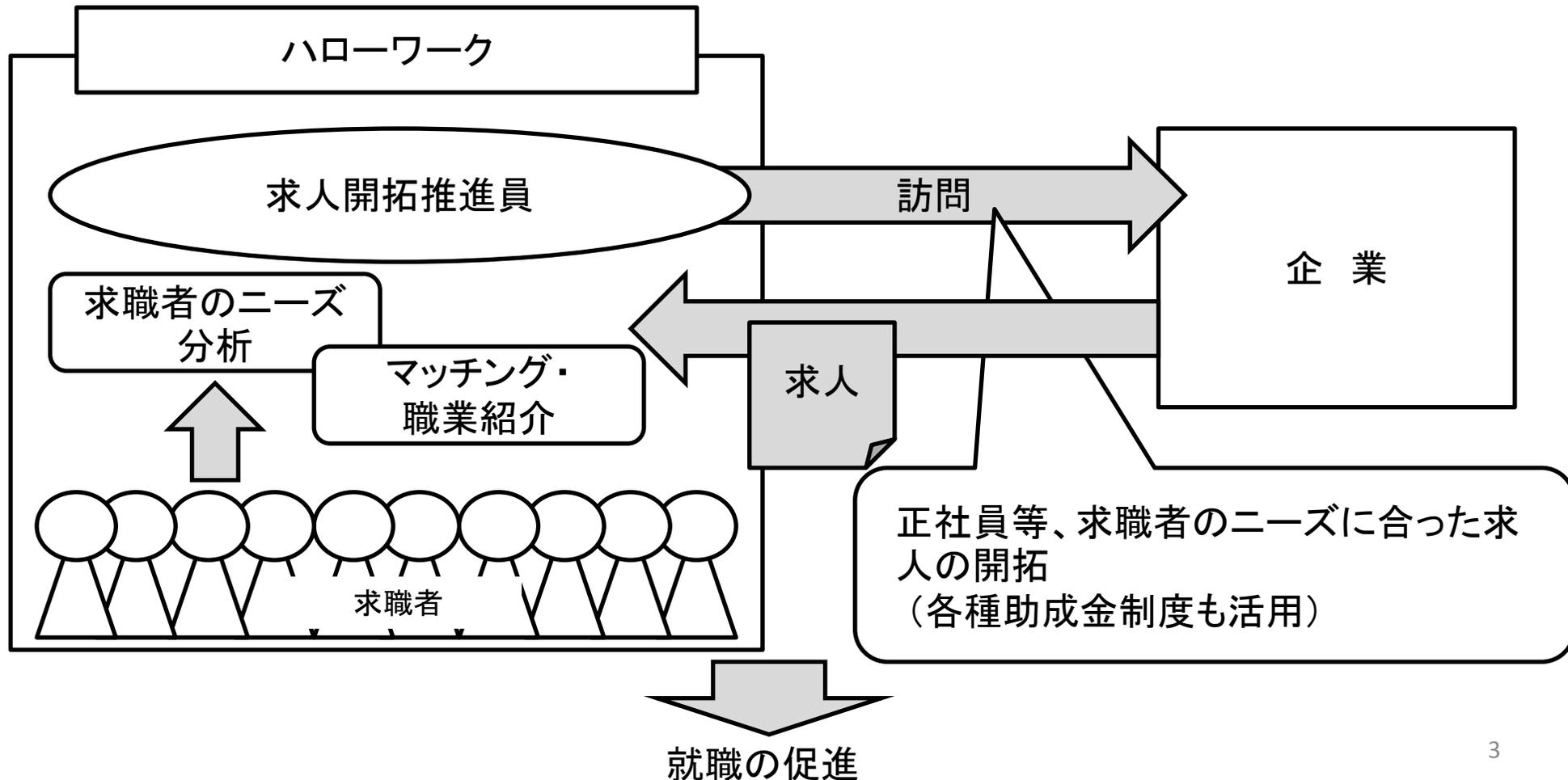
- ・求職者支援制度の創設
- ・緊急人材育成支援事業による職業訓練
- ・雇用保険の適用範囲の拡大

など

希望しても正社員になれない
非正規労働者の数の減少へ

ハローワークにおける求人確保対策について

- ハローワークにおける正社員求人確保の取組において、非正規求人からの転換も含め、正社員の求人確保を積極的に行い、正社員就職を促進する。
- 勤務地限定正社員、職種限定正社員などの多様な形態による正社員の求人も併せて確保に努める。



均衡待遇・正社員化推進奨励金の創設について

「中小企業雇用安定化奨励金」と「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」を整理・統合し、有期契約労働者とパートタイム労働者の雇用管理改善に関する支援を一体的に推進

1 助成対象等の整理・見直し

(1) 各奨励金の「正社員転換」、「共通処遇制度」、「教育訓練制度」の**助成メニューを統合**

(2) 「教育訓練制度」については、有期・短時間労働者対策として重要であることから、事業主の取組を促進するために**支給要件を見直し**

(3) 短時間労働者均衡待遇推進等助成金のうち、「パートタイム労働者の評価・資格制度」、「事業主団体向け助成金」を**廃止**

2奨励金 10メニュー → 1奨励金 5メニュー

2 支給事務を都道府県労働局に一本化

均衡待遇・正社員化推進奨励金

パートタイム労働者、有期契約労働者を対象とした正社員転換制度、正社員と共通の処遇制度等を導入し、実際に制度利用者が生じた事業主に対して奨励金を支給する。

支給対象	支給額(※)	備考
①正社員転換制度	40万円	さらに10人目まで1人につき20万円支給(母子家庭の母等は30万円)
②共通処遇制度	60万円	
③教育訓練制度	40万円	(支給要件を見直し)延べ30人→延べ10人以上に実施した場合に支給
④短時間正社員制度	40万円	さらに10人目まで1人につき20万円支給(母子家庭の母等は30万円)
⑤健康診断制度	40万円	

(※) 支給額等は中小企業が対象の場合

「若年者等正規雇用化特別奨励金」

平成23年度予算額 124億円（平成22年度予算額 175億円）

- 正社員としての就業経験が少なく、就職が困難な年長フリーター等（25～39歳）や採用内定を取り消されて就職先が未決定の学生等について、求人枠を積極的に設けて正規雇用する場合に、若年者等正規雇用化特別奨励金を支給。
- 対象者
 - ★ 年長フリーター等（25歳以上～40歳未満）
 - ① 直接雇用型……………ハローワーク求人にも年長フリーター等枠を設けて、正規雇用する場合
 - ② トライアル雇用活用型……………トライアル雇用後に引き続き、正規雇用する場合
 - ③ 有期実習型訓練修了者雇用型……………有期実習型訓練修了者を正規雇用する場合
 - ★ 採用内定を取り消された就職未決定者（40歳未満）
……………ハローワーク求人にも内定を取り消された就職未決定者枠を設けて、正規雇用する場合
- 支給額：対象者1人につき、中小企業100万円、大企業50万円
※ 正規雇用後、半年経過後に1/2、1年半経過後に1/4、2年半経過後に1/4ずつ支給
- 事業実施期間：平成23年度まで

実績

就職件数	平成22年度	27,606件
	平成21年度	18,153件

派遣労働者雇用安定化特別奨励金

「生活防衛のための緊急対策」にて措置(平成20年度第2次補正予算)

派遣先事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合に、派遣先事業主に対して、奨励金を支給

- ①期間の定めのない雇用の場合：中小企業 1人100万円 大企業 1人 50万円
- ②有期雇用の場合：中小企業 1人 50万円 大企業 1人 25万円

労働者派遣契約の終了前に派遣先への直接雇用を促進することにより、派遣労働者の雇用への影響を軽減し、雇用の安定に資することとする。(平成27年度までの時限措置)

派遣先において、雇用の需要があるにもかかわらず、直接雇用が困難なため、派遣可能期間を契機に派遣労働者の雇用が失われるおそれがあることから、派遣先が派遣労働者を直接雇用する場合に特別奨励金を支給。

労働者派遣

派遣先での直接雇用

派遣可能期間の終了

6か月

1年6か月

2年6か月

奨励金の支給

(雇用の安定に資するよう、3回に分けて支給)

■支給実績(速報値)

支給事業所：8,291事業所

支給対象労働者：42,800人

支給金額：1,092,933万円

(平成21年8月～23年4月支給決定累計分)

非正規労働者の労働条件の確保等

- 就業形態が多様化して、非正規労働者は、平成22年には雇用者全体の34.3%、1,755万人にも上っている。



- 非正規労働者は、経済情勢の悪化の影響を受けやすく、解雇や雇止め、労働条件の切下げ等の問題を生じやすいため、特に労働条件の確保が重要。

施策の概要

○ パートタイム労働法の着実な実施

パートタイム労働法に基づく行政指導や専門家による相談・支援等の実施

○ 非正規労働者からの相談への対応

全国の労働局及び労働基準監督署に非正規雇用労働条件改善指導員を配置し、非正規労働者からの相談に対応

○ 労働基準監督官による監督指導等の実施

労働基準監督官による派遣元事業場等に対する重点的な監督指導、有期契約労働者を使用する事業場に対する雇止め基準告示に基づく指導等を徹底

○ 働く人たちのためのルールに関する教育の実施

増加している個別労働紛争の未然防止、早期解決を図るため、労働者等に対し、労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等を実施する。

ジョブ・カード制度の普及促進

労働局

求職者を含めた幅広い層へのジョブ・カード制度全般の広報・啓発

地域ジョブ・カード運営本部の設置・運営

都道府県

労使団体

民間教育訓練機関
(基金訓練・委託訓練実施機関等)

(独)雇用・能力開発機構

ハローワーク等

- ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施
- 職業能力形成プログラムへの誘導

求職者

連携

中央ジョブ・カードセンター(全国規模の事業主団体)

- ジョブ・カード制度の普及・広報
- 地域ジョブ・カードセンター業務の指導・調整

地域ジョブ・カードセンター(47か所)

(各都道府県1か所(県・市レベルの事業主団体))

※業界団体、教育訓練機関団体と連携

- ジョブ・カード制度の広報・啓発
- 訓練・評価担当者講習の実施
- 職業能力形成プログラム活用促進

地域ジョブ・カードサポートセンター
(70か所程度)(市レベルの事業主団体)

- ・雇用型訓練実施企業・教育訓練機関の開拓・登録・コーディネート
- ・在職者等へのキャリア・コンサルティングの実施
- ・訓練実施計画等の作成支援
- ・訓練実施状況の把握・指導等、訓練修了後の就労状況把握 等

- 企業に対する採用面接等におけるジョブ・カードの活用促進(ジョブ・カード普及サポーター企業の開拓)

企業

ジョブ・カードセンター